

募集説明会

制度の趣旨、申請書の書き方などを説明します。

日時：2月25日(火) ①14時～ ②19時～ ※同じ内容です。
会場：区役所4階会議室

応募方法

提出日時を調整のうえ、「申請書類」を区役所窓口にご持参ください。
提出時には申請書の確認とヒアリング(10～30分程度)を行ないます。

提出先

港北区役所地域振興課地域力推進担当(区役所4階46番窓口)

電話：540-2247 FAX：540-2245

※申請書に不備があり、再提出となる場合がありますので、早目の提出日時のご調整をお願いします。

ヒアリング・審査のポイント

- ・地域の課題、住民のニーズをとらえ、地域住民の理解を得ているか。
- ・課題設定や手法にチャレンジの姿勢があり、工夫やアイデアに富んだ企画内容か。
- ・事業を実施するうえで、専門的な知識や経験のある組織や人材を有しているか。(連携含む)
- ・事業収入は、区の補助金だけではなく、受益者負担や協賛金などの財源の確保は見込まれているか。
- ・補助金終了後の事業継続について、具体的なプランがあるか。
- ・その他(申請内容により詳しくお聞きする場合があります。)

結果の通知

5月中旬までに審査を経て結果を通知します。

補助金交付事業・団体名・補助額は区役所ホームページで公開します。

ご活用ください

活動の広がり、レベルアップ、団体間のつながりづくりのために…

港北区内の市民活動団体の交流の機会を設けています。ぜひ、ご活用を!!

港北区地域のチカラ応援事業公開提案会 誰でも聞くことができます

令和2年4月18日(土)に専門家や市民のまえて事業提案を行います。

港北区市民活動交流会 港北区を盛り上げましょう

令和2年11月、令和3年3月に補助金交付団体の報告を踏まえた活動の情報交換会を行います

港北区区民活動支援センター(区役所4階・平日9～17時) 市民活動の応援窓口です

- ・情報誌「楽遊学」(年6回発行)に情報を掲載することが可能です。
- ・区内の公共施設にチラシの配架のお手伝いをします。(月1回発送便があります。)

港北区役所地域振興課 地域力推進担当

電話 540-2247 平日 9時～17時

個別のご相談にも対応しますのでご連絡ください。

令和
2
年度

港北区地域のチカラ応援事業

港北を元気にする活動を
募集します!

港北区は、みなさんのアイデアや思いを活動につなげ、
地域まちづくりや地域住民を元気にする活動を応援します。

応募受付期間

令和2年

2月17日(月)～3月16日(月)

★チャレンジコース

上限30万円

活動実績がある団体が新たなテーマにチャレンジする事業が対象です。

★地域元気づくりコース

上限25万円

一定のエリアで自治会町内会と連携した団体の活動が対象です。

★スタートアップコース

上限5万円

通年申請可
(ただし12月25日まで)

これからスタートする、あるいはスタートして間もない団体・グループの活動が対象です。

★パートナーシップコース

後援名義の使用

補助金なし

港北区全域ではなく一定のエリアの活動で港北区役所の後援を得て取り組む活動が対象です。

応募方法

区役所窓口またはホームページより申請書を手に入れ、
連絡のうえ窓口へ提出してください。

※申請書の記入など相談もお受けします。提出時にヒアリングがあります。

結果

5月中旬までに結果を通知します。

※本事業は横浜市会における令和2年度予算の議決をもって確定します。

お問合せ
ご相談先

電話 540-2247 FAX 540-2245

E-mail ko-chikara@city.yokohama.jp

ホームページ 港北区地域のチカラ 検索



©横浜市港北区ミズキ



©横浜市港北区ミズキ

港北区地域のチカラ応援事業のメニュー

コース	チャレンジコース	スタートアップコース
補助金	補助金 上限30万円 「港北区役所」の後援の名義使用承認	補助金 上限5万円 「港北区役所」の後援の名義使用承認
団体の要件	まちづくり、福祉、防災、防犯、子育て、環境、文化、地域活動などの分野で一定の活動実績がある団体。この要綱に基づく補助金の交付が、(通算は平成27年度以降)5回を超えないこと。 ・5人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていないこと。 ・団体の構成員が、主として港北区に在住、在勤、在学していること。	設立が初期的な団体で、この要綱に基づく補助金の交付が、通算2回以下であること。
事業の要件	地域の課題の解決に向け、新たなテーマで主体的に取り組む事業であること。 ※初めての応募団体、事業内容を変えての応募団体は、4月18日(土)開催の公開提案会で企画内容のプレゼンテーションをしていただきます。 ・主な対象者を港北区民とし、団体の構成員以外を対象とした事業であること。 ・補助対象経費の5分の1以上の自主財源が用意できる事業であること。 ・補助金の交付決定があった日の属する年度中に実施する事業であること。	地域の課題解決や地域住民のために、これから始めるまたは始めて間もない事業であること。
申請書類	1 補助交付申請書(第1号様式) 2 団体の概要書(第2号様式) 3 活動実績(第3号様式) ※スタートアップコースに申請する場合は不要 4 事業計画書(第4号様式) 5 事業収支予算書(第6号様式) ホームページからダウンロード 港北区地域のチカラ 検索	

コース	地域元気づくりコース	パートナーシップコース
補助金	補助金 上限25万円 「港北区役所」の後援の名義使用承認	補助金なし 「港北区役所」の後援の名義使用承認
団体の要件	区内の一定のエリアで自治会町内会と連携した2つ以上の団体等で構成される組織・団体地域運営補助金交付要綱に基づく補助金の交付が、(通算は平成27年度以降)5回を超えないこと。	チャレンジコースの団体要件と同じ
事業の要件	・一定のエリアで地域の課題の解決に向け、継続的に取り組む事業であること。 ・補助対象経費の10分の1以上の自主財源が用意できる事業であること。 ・補助金の交付決定があった日の属する年度中に実施する事業であること。	港北区域より小さい一定のエリアの地域で地域の課題解決や地域の魅力づくりなど、港北区役所と一緒に取り組む事業であること。
申請書類	1 地域運営補助金交付申請書(第1号様式) 2 事業計画書(第2号様式) 3 収支予算書(第3号様式) 4 規約、定款その他これらに類する書類 5 複数の団体の連携状況がわかる書類 ホームページからダウンロード 港北区地域のチカラ 検索	1 後援名義使用申請書(パートナーシップコース)(第1号様式) 2 事業計画書(第2号様式) 3 事業収支予算書(第3号様式) 4 規約、定款その他これらに類する書類 ホームページからダウンロード 港北区地域のチカラ 検索

これまでどんな団体・事業に補助しているの？

ホームページに一覧があります

[港北区地域のチカラ](#) 検索



©横浜市港北区ミズキ

※留意事項補助金の用途には制約があります。

【補助金の対象経費】

- 講師、指導者及び協力者等への謝金
- 事務用品、材料費等の消耗品費(1点あたり3万円未満)
- 印刷費
- 郵送料その他の通信運搬費
- 会場、機材等の使用料及び賃借料
- 保険料
- その他区長が必要と認めた経費

【次のいずれかに該当する事業は、補助対象外となります】

- (1) 国又は地方公共団体から既に補助金が交付されている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- (4) 団体の親睦を目的とする事業
- (5) 他の団体への助成を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業

* 港北区社会福祉協議会「みんなの助成金」が交付されている事業